

自立支援プログラム取組状況 <生活保護受給者等就労支援事業以外のプログラム>

1. 実施自治体		2. 個別支援プログラム								3. 参加状況		
都道府県名	自治体名	コード	個別支援プログラム名	策定年月		補助金	実施体制	専門職員数	対象者	左記⑥と記入した場合のみ、主たる対象者を記入	参加者数	達成者数
愛知県	岡崎市	29	ホームレス自立支援プログラム	18	4				4		6	6
愛知県	岡崎市	15	就労自立に係る個別支援プログラム	19	4				6	稼働能力があり、すぐに就労可能な者	69	6
愛知県	岡崎市	26	多重債務者等のための個別支援プログラム	19	4				6	多重債務者及び金銭管理能力に問題を持つ者	2	1
愛知県	岡崎市	22	精神障害者退院促進プログラム	19	4	○	1	1	5		8	3
愛知県	岡崎市	25	精神障害者在宅生活プログラム	19	4				5		0	0
大阪府	高槻市	12	自立・就労支援促進実施プログラム	17	4	○	1	1	7		174	53
大阪府	高槻市	12	子どもの育成相談及び母等の就労支援等	17	4	○	1	1	1		346	72
大阪府	高槻市	39	元ホームレス等生活自立支援プログラム	18	6				6	元ホームレスの受給者	20	20
大阪府	高槻市	29	長期入院患者施設入所促進プログラム	18	6				6	長期入院患者	28	7
大阪府	高槻市	19	年金受給者等自立更正プログラム	19	6				2		44	44
大阪府	高槻市	29	介護サービス支援推進プログラム	19	6	○	1	1	2・4		472	94
大阪府	高槻市	19	稼働能力判定プログラム実施事業	19	9	○	2		7		39	16
大阪府	東大阪市	12	東大阪市就労支援カウンセリング事業	17	12	○	1	3	7		108	9
大阪府	東大阪市	12	就労促進(就労指導員)事業	15	4	○	3	3	7		522	13
大阪府	東大阪市	19	中国帰国者自立支援事業	18	4	○	1	1	6	中国帰国者	804	804
兵庫県	姫路市	12	就労促進プログラム実施要領	17	4	○	1	1	6	稼働能力のある者	305	103
兵庫県	姫路市	39	精神障害者等自立支援プログラム実施要領	17	4				5		4	4
兵庫県	姫路市	19	養育費請求支援事業実施要領	18	8				1		1	0
兵庫県	姫路市	39	ひきこもり者世帯支援事業実施要領	18	8				6	ひきこもり		
兵庫県	姫路市	39	ホームレス自立支援プログラム実施要領	20	3				6	ホームレス		
奈良県	奈良市	15	奈良市稼働年齢層に対する就労指導自立支援プログラム	19	4				7		0	0
和歌山県	和歌山市	15	就労支援プログラム	18	8				7		1	0
岡山県	岡山市	12	就労促進事業実施プログラム	14	4	○	1	3	7		416	87
岡山県	岡山市	19	母子世帯養育費請求支援プログラム	18	11				1		0	0
岡山県	岡山市	24	精神障害者退院支援プログラム	18	11				5		3	1
岡山県	岡山市	29	高齢者支援プログラム	18	11				2		18	3
岡山県	岡山市	29	家賃滞納者支援プログラム	18	11				7		2	1
岡山県	岡山市	16	高校進学支援プログラム	19	4				6	中学校3年生で高校進学希望者	8	0
岡山県	岡山市	19	年金受給権調査・受給支援プログラム	19	11				7		0	0
岡山県	倉敷市	12	就労支援プログラム	18	4	○	1	2	6	稼働能力がある者	128	50
岡山県	倉敷市	16	高校進学支援プログラム	19	11				6	中学3年生の子どもとその親	0	0
広島県	福山市	12	福山市福祉事務所生活保護世帯就労促進事業	16	4	○	1	1	5		37	5
広島県	福山市	29	福山市福祉事務所高齢者自立支援プログラム	20	3				2		0	0
山口県	下関市	12	就労支援員を活用した就労支援プログラム	18	4	○	1	1	5		47	23
香川県	高松市	19	資産活用のすすめ	19	3				7		0	0
香川県	高松市	19	土地・建物の保者(リバースモーゲージ)	19	3				2		9	1
香川県	高松市	19	自動車保有・使用	19	3				7		4	0
香川県	高松市	29	扶養援助の求め方	19	3				7		10	0
香川県	高松市	29	身寄りのない高齢者	19	3				2		1	0
香川県	高松市	29	単身世帯の死亡による葬儀等	19	3				7		5	0
香川県	高松市	12	就労指導(求職活動)	19	3				7		81	15
香川県	高松市	15	就労意欲のない稼働能力者	19	3				7		2	0
香川県	高松市	31	就労不可でボランティア活動	19	3				7		1	0
香川県	高松市	31	高齢者で就労・奉仕活動希望	19	3				2		2	0
香川県	高松市	29	規則正しい食生活	19	3				7		27	0
香川県	高松市	29	未成年者の妊娠抑制	19	3				6	未成年	1	0
香川県	高松市	39	同和地区居住者の支援	19	3				7		1	0
香川県	高松市	39	DV被害者の支援	19	3				7		1	0
香川県	高松市	29	ひきこもりの人	19	3				7		6	0
香川県	高松市	29	外国人の生活・就労支援	19	3				6	外国人	1	0
香川県	高松市	29	ホームレスの生活改善	19	3				6	元ホームレス	0	0
香川県	高松市	39	暴力団員等の指導	19	3				6	元暴力団関係者	0	0
香川県	高松市	24	アルコール依存症	19	3				6	アルコール依存者	3	0
香川県	高松市	24	人工透析患者の支援	19	3				4		5	0
香川県	高松市	24	精神入院患者の退院	19	3				5		9	0

自立支援プログラム取組状況 <<生活保護受給者等就労支援事業以外のプログラム>>

1. 実施自治体		2. 個別支援プログラム								3. 参加状況		
都道府県名	自治体名	コード	個別支援プログラム名	策定年月		補助金	実施体制	専門職員数	対象者	左記「6」と記入した場合のみ、主たる対象者を記入	参加者数	達成者数
香川県	高松市	24	薬物依存症者	19	3				4		0	0
香川県	高松市	24	180日を越える入院患者への指導	19	3				4		3	0
香川県	高松市	24	金銭が出来ない人への支援要領	19	3				7		5	0
香川県	高松市	24	成年後見	19	3				7		2	0
香川県	高松市	19	年金担保の人の指導	19	3				2		4	0
香川県	高松市	19	年金受給の資格取得	19	3				2		1	0
香川県	高松市	26	自己破産の仕方	19	3				6	多重債務者	1	0
香川県	高松市	26	多重債務者	19	3				6	多重債務者	1	0
香川県	高松市	29	不当な家主対策	19	3				7		0	0
香川県	高松市	29	居住の有無が疑われる者の確認と対応	19	3				7		7	7
香川県	高松市	29	不登校対策	19	3				6	未成年の学生	0	0
香川県	高松市	16	高校進学のおすすめ	19	3				6	中学3年生	69	0
香川県	高松市	16	高校中退の防止	19	3				6	高校生	1	0
香川県	高松市	29	法第61条の届出義務	19	3				7		0	0
香川県	高松市	29	近隣住民とのトラブル	19	3				7		5	0
香川県	高松市	29	生きがいづくり	19	3				7		12	0
香川県	高松市	29	悩み相談への対応	19	3				7		2	0
香川県	高松市	19	適正受給の推進	19	3				7		9	0
香川県	高松市	19	被保護者不正受給者への対応	19	3				7		2	2
愛媛県	松山市	15	就労支援プログラム	18	8		1		7		56	24
愛媛県	松山市	29	在宅要介護等高齢者支援プログラム	18	8		1		2		1	0
愛媛県	松山市	22	退院促進支援プログラム	18	8		1		7		11	7
愛媛県	松山市	25	ひきこもり者支援プログラム	18	8		1		6	ひきこもり者	1	0
愛媛県	松山市	19	母子世帯養育費請求支援プログラム	18	8		1		1		1	0
高知県	高知市	12	就労促進事業	15	4	○	1	2	7		362	51
高知県	高知市	22	精神障害者等退院促進事業	19	4	○	1	1	5		3	2
長崎県	長崎市	26	多重債務者に対する自立支援プログラム	18	4				6	多重債務者	38	38
長崎県	長崎市	12	被保護者就労支援事業プログラム	19	12				7		0	0
熊本県	熊本市	12	被(要)保護者就労支援事業実施要領	20	3		1	2	7			
熊本県	熊本市	16	高校進学支援プログラム実施マニュアル	18	12				6	中学卒業予定者	89	
大分県	大分市	16	高等学校等就労支援プログラム	19	3				6	中学3年生の子供とその親	71	
大分県	大分市	19	ひとり親世帯の為の保育支援プログラム	19	3				1		1	1
大分県	大分市	29	不登校児童・生徒支援プログラム	19	3				6	不登校状態の児童生徒とその保護者	0	
大分県	大分市	26	多重債務等の金銭的な問題を抱えている被保護者のための支援プログラム	19	3				7		2	1
大分県	大分市	12	就労支援プログラム実施要領	19	7	○	1	1	7		50	39
大分県	大分市	29	生活保護受給者の精神しょうがい者退院支援プログラム	20	2							
宮崎県	宮崎市	12	就労支援プログラム	17	4	○	1	2	7	本年度は、「未成年者」と「母子家庭の母」に重点を置いている。	38	16
鹿児島県	鹿児島市	12	被保護者就労支援事業	17	6	○	1	2	7		12	4
鹿児島県	鹿児島市	13	被保護者就労支援助長事業	63	7	○	3		7		2	2

## 4 自立支援プログラムの取組事例（64事例）

＜都道府県＞ 36事例 ※政令指定都市、中核市を除く。

1	北海道（釧路市）	19	京都府（山城北保健所）
2	青森県（平川市）	20	奈良県（五條市）
3	岩手県（盛岡地方振興局）	21	兵庫県（尼崎市）
4	宮城県（大崎市）	22	“（伊丹市）
5	山形県（南陽市）	23	“（加西市）
6	福島県（会津若松市）	24	和歌山県（県本庁）
7	栃木県（県本庁）	25	島根県（出雲市）
8	埼玉県（県本庁）	26	岡山県（竹原市）
9	東京都（都本庁等）	27	香川県（善通寺市）
10	“（足立区）	28	愛媛県（宇和島市）
11	“（新宿区）	29	高知県（土佐市）
12	神奈川県（小田原市）	30	福岡県（久留米市）
13	福井県（若狭健康福祉センター）	31	佐賀県（佐賀市）
14	山梨県（甲州市）	32	長崎県（佐世保市）
15	長野県（上田市）	33	熊本県（宇城市）
16	愛知県（清洲市）	34	大分県（日田市）
17	三重県（伊賀市）	35	宮崎県（東臼杵市）
18	滋賀県（大津市）	36	沖縄県（北部福祉保健所）

＜政令指定都市＞ 10事例

37	仙台市	42	大阪市
38	横浜市	43	堺市
39	川崎市	44	神戸市
40	名古屋市	45	福岡市
41	京都市	46	北九州市

＜中核市＞ 18事例

47	旭川市	56	高槻市
48	青森市	57	姫路市
49	秋田市	58	和歌山市
50	宇都宮市	59	岡山市
51	横須賀市	60	倉敷市
52	相模原市	61	下関市
53	富山市	62	松山市
54	金沢市	63	宮崎市
55	岐阜市	64	鹿児島市

## ○ 自立支援プログラムの事例（北海道釧路市）

釧路市では、平成16・17年度の「母子世帯自立支援モデル事業」を経て、18年度から従来の就労支援事業も含めた当市の自立支援プログラムを体系的に整理した。併せて、対象を母子世帯から全世帯とするとともに、プログラムメニューの拡充を図ってきた。18年度では、就労型支援プログラム4本、生活型プログラム10本に447人が参加した。

### 1. 自立支援プログラムの作成過程

- 全世帯を対象としたことから、母子世帯自立支援モデル事業で策定したプログラムに加えて、作業型のプログラムの策定が必要と考え、市役所内の関係部署や福祉関係団体等に打診し協力を求め、新たに公園管理、動物園整備、授産施設の作業等のプログラムが実現した。

### 2. 自立支援プログラムの内容

- 就労型～生活保護受給者等就労支援事業・就労支援員による就労支援事業・資格取得講座等受講支援・生業扶助による資格取得支援
- 生活型～就業体験的ボランティア事業（公園清掃・動物園管理・障がい者作業所、介護施設、病院等）日常生活意欲向上支援（親子サロンにおける交流事業）就業体験事業（知的障がい者、精神障がい者授産施設での作業）その他（多重債務者支援・DV被害者支援）

### 3. 支援の効果

	参加者数	延べ参加者数	就職者数	保護廃止世帯数
生活型プログラム	155	978	6	1
就労型プログラム	292	—	98	29

## ○自立計画作成プログラムの事例（青森県平川市）

### 1. 目的

平川市においては、平成18年度当初において約60名の就労可能な被保護者が把握されているが、これらの被保護者は、地域の雇用情勢が厳しいなど、やむを得ない事情もあるものの、概ね、求職活動の目的が希薄であるように見受けられ、また活動の内容も具体性を欠いている感が否めない。

一方、求職指導を行う現業員の経験も十分ではなく、効果的な求職指導を行っているとは言い難い状況にあることから、現業員・査察指導員・被保護者で協議しながら、被保護者に自立計画を作成させ、被保護者に具体的な活動目標を自覚させるとともに、現業員の適切な求職指導を促進することを目的として、平成19年度から自立計画作成プログラムを実施している。

### 2. 対象者

就労可能と認められた被保護者のうち、生活保護受給者等就労支援事業の対象にはできないが、就労の可能性が高いと認められる者で、現在の求職活動の内容が不十分であると認められる者。

### 3. 自立計画作成

家庭訪問や所内面接において対象者と現業員及び査察指導員が、被保護者の病状、障害の状況、職歴、資格・免許、希望職種、求人の有無等について確認し、現状の求職活動状況の適否について検討し、対象者に自立計画書を作成させ、対象者にもその写しを交付する。

自立計画作成後は対象者の求職活動の内容を確認し、適宜、計画の見直しや指導を行う。

### 4. 支援状況

平成19年6月から支援を開始し、平成19年12月末現在、2名に対して支援を行っている。

○ 就労支援員を活用した多様な就労支援プログラムの事例(岩手県盛岡地方振興局)

岩手県盛岡地方振興局では、就労可能な者に対する支援を組織的に行うための取組として、平成19年4月から就労支援員を配置し、就労支援を実施している。就労支援者については、その被保護者の状況に応じて、A就労支援事業活用プログラム、B稼働能力活用プログラム、C職場適応訓練事業と複数のプログラムを準備し、就労支援を実施。

1 概要

- 平成19年度から、就労支援員を1名雇用するとともに、就労支援プログラムを策定し、組織的な就労支援を実施

2 就労支援の流れ

- 支援対象者及び支援プログラムの選定  
ケースワーカーは、毎月10日までにプログラムの参加が適当と考えられる被保護者を抽出し、査察指導員と協議し、対象者を選定する。  
対象者に対しては、就労支援員がCWに同行し、プログラムの趣旨を説明し、同意を得たプログラムをCW、SV、就労支援員で協議し決定する。
- A 就労支援事業活用プログラム  
就労意欲の高い被保護世帯に対して就労支援事業を活用し、就労へと結びつけ経済的自立を促す。
- B 稼働能力活用プログラム  
稼働能力があり、ある程度就労意欲のある者に稼働能力が発揮できるよう支援し、求職活動のステップアップや経済的自立を促す。
- C 職場適応訓練職業訓練プログラム  
就労経験がない者等について、一定の事業所において身体ならし、職場適応の訓練を行い、もって被保護者の自立を促進する。

3 平成19年度の実績

- A 就労支援事業活用プログラム 参加者11人 就職者 3名  
○ B 稼働能力活用プログラム 参加者35人 就職者16名(有効求人倍率が低く、40歳から50歳代の男性への支援が今後の課題)  
○ C 職場適応訓練職業訓練プログラム 参加者 1名 (今年度は事業所開拓を進めており、8箇所の事業所を指定している。)

## ○就労支援プログラムの事例(大崎市)

大崎市では、就労可能な者に対する自立支援プログラムを実施するため、平成19年度より社会福祉事務所に就労支援員を配置し、就労支援を実施している。また、相談の段階で就労困難なために生活困窮している者についても就労支援を実施している。

### 1 就労支援の取組

○平成19年度から、就労支援員を1名雇用し、就労支援の実施。

### 2 就労支援の流れ

○就労支援員による支援

平成19年度から、大崎市被保護者等就労支援事業実施要綱に基づき、就労支援員を1名雇用し、生活保護受給者等就労支援事業の活用、就労意欲の向上、ハローワークへの同行の他、就労活動を行う上で履歴書の書き方や面接の受け方などを助言する支援を実施。

### 3 就労支援員による支援効果

	支援対象者(延べ)	就労開始者数	自立件数
平成19年度 (4月～1月)	280	59	8

## ひきこもり等対策プログラム事例（南陽市）

### プログラムの概略説明

ひきこもりがちな精神障害者が定期的に精神科デイケア、精神障害者地域活動支援センターへの通所、指定相談支援事業所の利用を行うことにより日常生活及び心身の安定を図るとともに地域社会への参加を促す。

### プログラム策定のきっかけ、支援の必要性

南陽市には県内最大規模の精神科専門病院があり、その関連から居宅生活支援施設、グループホーム等が数多くあることから、地域で生活する精神障害者が他地域と比較して多い。また、そのほとんどが単身生活者であるため健康管理・服薬管理ができない、地域社会とのつながりが希薄などの日常生活、社会生活上の課題を抱えている。

地域社会で生活を維持するためには、生活能力の維持・向上とともに地域社会への参加が欠かせないことから平成18年度、自立支援プログラムによるひきこもり等対策プログラムを策定した。

### 支援内容

- 対象者は、ひきこもり等の回復途上、統合失調症、うつ病等により日常生活における自立意欲に欠ける者等。
- 主治医からの指導をもとに、個々の障害、生活スタイルに合わせて精神科デイケア、精神障害者地域活動支援センター、当事者グループへの通所・参加を行うとともに、日常生活の各種相談等を受ける指定相談支援事業所の利用を促進する。

### 支援結果

- プログラム参加者 平成18年度 19名（目標達成19名） 平成19年度 16名（目標達成16名）
- 定期的な通所・参加により日常生活や心身の安定が図られ、また各機関の支援者を始め、利用者との交流を通じて地域社会への参加意欲の向上が得られた。さらに可能な者についてはデイケア内での軽就労を行い、作業能力の維持とともに勤労意欲の向上が図られた。

## ○ 就労支援プログラムの事例(会津若松市)

会津若松市では、就労可能な者に対する支援を組織的に行うための取組として、平成17年度から福祉事務所に就労支援員を配置し、就労支援を実施している。

### 1. 就労支援の取組

- 平成17年度から、就労支援員を1名雇用し、就労支援の実施。

### 2. 就労支援の流れ

- 就労支援員による支援

平成17年度から、就労支援員を1名雇用（非常勤特別職）し、生活保護受給者等就労支援事業の活用、ハローワークへの同行の他、履歴書の書き方、面接の受け方、就労意欲高揚などを助言する支援を実施。

- 支援の流れ

- ・各担当者の持ちケースの中から支援予定者を選定し、就労支援相談員、査察指導員との協議のもと支援候補者として選定。
- ・所内での本人面接（担当者及び就労支援相談員）を実施。すみやかにハローワークにつなぐ者や就労意欲の喚起を図る者など生活歴、職歴、学歴、各種免許の有無などを考慮し、支援方針を決定。
- ・ハローワーク同行訪問後は、本人に合った職種の求人情報収集、ハローワークでの斡旋状況確認、面接結果の確認などを行い、不採用となった際は、すみやかに次の求人に応募できるよう連絡を密にしている。
- ・なお、就労意欲がありながら年齢・免許等により求職活動が長期化しそうな者については、ハローワーク担当者と協議のうえ、生活保護受給者等就労支援事業への要請を行っている。

### 3. 就労支援員による支援効果

	支援対象者数	就労開始者数	うち廃止者数
平成17年度	51	15	7
平成18年度	71	38	11
平成19年度	65	29	4

※対象者・就労開始者はいずれも延べ人数

平成19年度は1月末現在

## 「自立支援専門員」業務委託（生活保護受給者）について

栃木県保健福祉部医事厚生課

### 1. 実施の目的

被保護者の日常生活や社会生活における自立を支援するために、自立意欲の喚起や生活に関する相談・助言及び指導を行い、将来的には就労を含めた自立をめざすことを目的とする。

### 2. 実施形態

栃木県社会福祉士会に対し、自立支援専門員業務を委託して実施する（平成19年度から実施）。

### 3. 業務内容

平成19年度においては、県南健康福祉センターに配置することとし、要支援者の状況をみながら次の業務に取り組む

- ・ 長期入院患者（主に精神疾患）の退院促進、退院後の居宅支援に関すること
- ・ 居宅における日常生活・社会生活の自立支援に関すること
- ・ 就労意欲の喚起を含めた就労の自立支援に関すること
- ・ 自立支援に必要となる関係機関との連携・調整に関すること
- ・ 他法他施策活用の支援に関すること
- ・ その他、被保護者の自立支援に関すること

### 4. 実施方法

別に定める「社会福祉士を活用した自立支援プログラム」により、実施する。

- ※ 「社会福祉士を活用した自立支援プログラム」は、他の7つの自立支援プログラムの中心となるプログラムとして存在し、他の7つのプログラムで選定された要支援者に対し、自立支援専門員（社会福祉士）が専門的な支援を行うものである。

自立支援専門員は、要支援者ごとに福祉事務所が確定した支援の方向性に基づいて支援を行っていくものであり、社会福祉士という専門的知識や技術を生かし、きめ細やかな支援を行うことで、高い支援効果が期待できる。

## ○ 雇用対策協議会、社会福祉士会と連携した自立支援の事例(埼玉県)

埼玉県では、平成17年度から自立支援の一環として県の福祉事務所における就労支援業務を埼玉県雇用対策協議会に、日常生活自立・社会生活自立については県社会福祉士会にそれぞれ委託している。また、「埼玉県版 生活保護自立支援プログラム策定の手引き」を作成し、県内の福祉事務所における自立支援プログラムの策定を支援している。

### 1. 就労・自立支援業務の委託

- 平成17年度 埼玉県雇用対策協議会から県の1福祉事務所に対し、就労支援専門員1人を派遣し、就労支援を実施  
埼玉県社会福祉士会から県の2福祉事務所に対し、自立支援専門員4人を派遣し、退院支援等の日常生活支援を実施
- 平成18年度 埼玉県雇用対策協議会から県の4福祉事務所に対し、就労支援専門員2人を派遣し、就労支援を実施  
埼玉県社会福祉士会から県の4福祉事務所に対し、自立支援専門員6人を派遣し、退院支援等の日常生活支援を実施
- 平成19年度 埼玉県雇用対策協議会から県の10福祉事務所に対し、就労支援専門員4人を派遣し、就労支援を実施  
埼玉県社会福祉士会から県の10事務所に対し、自立支援専門員9人を派遣し、退院支援等の日常生活支援を実施

### 2. 就労・自立支援の内容

- 就労支援の内容  
就労意欲の向上、就労に向けた日常生活の確立から、求職活動を行う上で必要な履歴書の書き方、面接の受け方、ハローワークの活用方法等の指導などの就労支援を、雇用対策事業等を実施している埼玉県内の企業で構成される雇用対策協議会に委託することで効果的に実施。
- 日常生活支援の内容  
社会的入院患者の退院支援、退院後の日常生活支援を、社会福祉士会に委託することで、社会福祉士資格者だけでなくケアマネージャーの有資格者や生活保護のケースワーカー経験者が自立支援専門員として自立支援を実施。

### 3. 埼玉県版 生活保護自立支援プログラム策定の手引き作成

- 自立支援プログラムの導入に伴い、生活保護受給者の自立を支援する視点に立ったケースワークを積極的に推進する必要があることから、県内の福祉事務所の特色ある自立支援プログラムの策定に資するため、平成17年11月に「埼玉県版 生活保護自立支援プログラム策定の手引き」を作成。県内の福祉事務所は、この手引きに沿って、生活保護受給者のアセスメントを行い自立支援の取組を始めているところ。

### 4. 就労・自立支援の効果

就労支援(4事務所)	支援者数	新規就労者数	保護廃止数
平成18年度	178	75	24
自立支援(4事務所)	支援者数	目的達成者	社会的入院患者の退院
平成18年度	51	11	6

## ○ 多重債務者の債務整理に関する自立支援プログラムの事例(東京都)

東京都では、多重債務を抱える生活保護受給者の生活の立て直しを図ることを目的とし、平成17年度から、都の単独事業で、破産宣告手続を行う際に裁判所へ支払う予納金の一部を補助し、管内福祉事務所の多重債務者への取組を支援している。

### 1. 東京都内の福祉事務所における多重債務者に対する支援の状況

#### ○ 東京都の取組

平成17年度から、都の単独事業として被保護者自立促進事業を実施し、破産宣告手続を行う際に裁判所へ支払う予納金の一部を補助し（1件約15,000円程度）、管内の福祉事務所における多重債務者への取組を支援。

#### ○ 各区の取組

多重債務者の債務整理を支援するプログラムを策定し支援を実施。具体的には、日本司法支援センターの無料法律相談を活用し、弁護士による債務整理手続上の助言、法律扶助協会の法律扶助、被保護者自立促進事業による予納金補助の支援により、債務整理又は破産宣告の手続を行う。

※プログラム策定自治体...足立区（平成17年4月策定）、板橋区（平成18年4月策定）、杉並区（平成18年11月策定）、大田区（平成18年11月策定）

#### ○ 杉並区の取組

杉並区においては、やまて企業組合に業務委託し、多重債務者に対する支援を実施。

#### ○ 大田区の取組

大田区においては、債務整理又は破産宣告後、再発防止の観点から、自助グループへの参加も推奨する。

### 2. 平成18年度の支援の効果

	個別支援プログラム名	参加者数	達成者数
足立区	多重債務整理支援プログラム	23	23
板橋区	多重債務解消支援プログラム	6	4
杉並区	債務整理支援プログラム	31	13
大田区	債務整理支援プログラム	3	1

## ○ 就労支援プログラムの事例(足立区)

足立区では、就労可能な者に対する支援を組織的に行うための取組みとして、平成17年度には就労支援の手引きを作成し、福祉事務所に就労支援員を配置するなどし、就労支援に関する複数の個別支援プログラムを策定し就労支援を実施している。

### 1. 就労支援に関する複数のプログラムを策定

- 平成17年度に、就労支援の手引きを作成し、自立支援プログラムの考え方に沿った就労支援を実施。
- 複数の就労支援プログラムを策定  
就労意欲の程度に着目した生活保護受給者等就労支援事業、就労支援員による就労支援プログラム、ケースワーカーによる就労支援プログラム、就労意欲を喚起するセミナーの開催だけではなく、高齢者や障害者については、就労することにより社会参加を目指すプログラムを策定するなどし、就労に関する幅広いプログラムを整備し支援を実施。
- 就労支援員の配置  
平成17年度から、就労支援員6名を福祉事務所(全5カ所)に配置し、就労支援を実施。
- 求職活動支援セミナーの開催  
就労意欲が十分でない者を対象に、足立区自立支援課及び就労支援員の企画により、求職活動の心構えや履歴書の書き方、面接の受け方等の講義、ロールプレイングによる模擬面接などを実施する求職活動支援セミナーを2日間開催し、その後、出席者全員に対し就労支援員による1時間程度の面接を実施。

### 2. 就労支援の流れ

- 6ヶ月以上の通院を継続している稼働年齢層でかつ働いていない者の稼働能力について、嘱託医、査察指導員、ケースワーカーが、レセプト、医療要否意見書を活用し医学的な判定を行う(毎年5月)。
- 15歳から64歳までの者全てについて、稼働能力の有無及び程度、就労に対する意欲の有無等を検討(毎年6月)。
- 稼働能力の把握を踏まえた就労支援の実施(毎年7月～)。

### 3. 就労支援の効果(平成18年度)

	支援対象者数	就労開始者数	保護廃止者数
生活保護受給者等就労支援事業	65	37	6
就労支援員によるプログラム	355	204	30
ケースワーカーによるプログラム	665	389	116
求職活動セミナー	53	7	0
若年・高齢者・障害者活用プログラム	91	23	0

## ○ 日常生活の自立支援プログラムの事例(新宿区)

新宿区では、平成17年度から、就労支援員を配置し就労支援を実施。その他、NPO法人に委託し、生活保護受給者の基本的な生活習慣を確立するための就労前支援も実施。

### 1. 就労支援員による就労支援の効果

	就労支援員	支援対象者数	就労開始者数	保護廃止世帯数	収入増加世帯数
平成18年度	2	143	52	4	48

### 2. 新宿らいふさぼーとプラン

- 生活保護受給者の日常生活習慣を確立し、就労意欲の向上、地域社会への適応を図ることを目的として、NPO法人に委託し、健康保持、規則正しい生活、社会生活に関する事業を実施。
- 具体的には、1対1のインテーク面接を行った上で、新宿生活さぼーとセンターで実施する正しい食習慣の確立、居宅の清掃、パソコン教室、公共施設の清掃等の体験、自己紹介の方法や計画的なお金の使い方を学ぶ等の11の講座を実施（平成18年4月～19年3月で延べ1,956人が参加）。
- 事業効果として次のような事例が認められる。  
 (事例) パソコン教室に参加し、パソコンに触れることが無かった利用者がパソコンに慣れ親しみ、パソコンを自由に使えるパソコン広場に参加して、就労につなげられる可能性を実感し、就労に対する意欲が向上した。

### 3. オンリー・アット・新宿

- 生活保護受給者の就学児童を対象に、基本的な生活習慣を確立し学力を向上させることを目的として、NPO法人に委託し、教員免許又は臨床心理士資格の相談員が家庭訪問し、規則正しい生活や社会生活に関することを助言。
- また、新宿生活さぼーとセンターの講座に参加（平成18年4月～19年3月の支援対象者数は9人）。
- 福祉事務所職員と相談員、学校関係者、保健師、民生委員等によるケースカンファレンスの実施。
- 事業効果として次のような事例が認められる。  
 (事例) 父親の死亡後、情緒不安定で不登校となった母子世帯の中学生が、相談員の家庭訪問による面接、助言、新宿生活さぼーとセンターの講座に参加することにより、情緒が安定してきて、学校へも登校し始めた。

○ 早期自立助長支援プログラムの事例（小田原市）

小田原市では、平成 18 年度、新規保護申請における調査の段階で、要保護者の課題を迅速に整理し、課題解決へ向けて適切な助言・指導・援助を行い、要保護者の自立助長を図ることを目的とする小田原市福祉事務所オリジナルのプログラムを作成した。平成 19 年度よりプログラムを適用・実施し、内容の見直しをおこなっている。

1. 概要

保護申請後から保護開始決定・地区担当員への引き継ぐまでに実施するプログラムであり、新規ケースの調査担当のマニュアルとなるプログラム。保護申請後に要保護者の自立のため必要と思われる課題を抽出し、要保護者が自立するために必要な課題を解決するため、適切な助言・指導・援助を早期に行い、要保護者の自立に向けた意欲を向上させ、今後の処遇に反映するという内容のプログラムである。

2. 内容

保護申請受理時に要保護者の属性等により調査の必要の有無を判断して必要な支援プログラムを抽出し、新規申請の調査を行う担当が個別の自立助長支援プログラムチャートに基づいて、問題解決に向け必要な助言・指導・援助を保護開始決定までの間に実施する。これにより、要保護者が抱える自立を阻害する要因を解決するための取組みを早期に着手し、自立に向けた意欲向上及び自立助長を促し、1 日でも早く自立できるよう支援する。また、保護開始決定後の処遇方針に反映し、地区担当員へ引継ぎ、今後の処遇に活かす。

<個別項目例>

1 ; 稼働年齢層該当者、 2 ; 自動車等保有者、 3 ; 生命保険加入者、 4 ; 年金受給対象者、 5 ; 預貯金等保有者、 6 ; その他

3. 支援結果の状況

<平成 19 年 4 月 1 日～平成 19 年 11 月末日>

申請件数	該当者数	内訳（重複あり）						開始決定時の措置内容					処遇反映 できた数	半年以内に 自立に至った数
		稼働	車	保険	年金	預金	その他	63 返還	63 前置	世帯分離	却下	取下げ		
241	60	16	15	16	7	6	18	2	32	2	3	9	47	6